

万国郵便条約の改正等に伴う
国際郵便約款の変更認可

(諮問第1266号)

(公印・契印省略)

諮問第1266号
令和7年6月23日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 千田 哲也)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

審査の結果は別紙のとおりであり、申請内容は、法第68条第2項各号の規定に適合していると認められる。ついては、法第68条第1項の規定による認可を行うことしたい。

本件について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

**物品を包有する通常郵便物に係る書留（小形包装物、物品を包有する
盲人用郵便物）の廃止に伴う国際郵便約款の変更認可申請
審査結果**

日本郵便株式会社から認可申請のあった、物品を包有する通常郵便物に係る書留（小形包装物、物品を包有する盲人用郵便物）の廃止に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、物品を包有する通常郵便物に係る書留（小形包装物、物品を包有する盲人用郵便物）を廃止することを適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、物品を包有する通常郵便物に係る書留（小形包装物、物品を包有する盲人用郵便物）に関する記載を変更するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

**金銭又は書類以外の貴重品の小形包装物による取扱いの廃止に伴う
国際郵便約款の変更認可申請
審査結果**

日本郵便株式会社から認可申請のあった、金銭又は書類以外の貴重品の小形包装物による取扱いの廃止に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、金銭又は書類以外の貴重品の小形包装物による取扱いを廃止することを適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、金銭又は書類以外の貴重品の小形包装物による取扱いに関する記載を変更するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

**放射性物質及び伝染性物質の取扱いの廃止に伴う
国際郵便約款の変更認可申請
審査結果**

日本郵便株式会社から認可申請のあった、放射性物質及び伝染性物質の取扱いの廃止に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、放射性物質及び伝染性物質の取扱いを廃止することを適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、放射性物質及び伝染性物質に関する記載を削除するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

**通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズの変更に伴う
国際郵便約款の変更認可申請
審査結果**

日本郵便株式会社から認可申請のあった、通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズの変更に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズを適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズに関する記載を変更するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

**国際特定記録郵便（国際 e パケットライト郵便物）の調査請求対象国の
限定に伴う国際郵便約款の変更認可申請
審査結果**

日本郵便株式会社から認可申請のあった、国際特定記録郵便（国際 e パケットライト郵便物）の調査請求対象国の限定に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、国際特定記録郵便（国際 e パケットライト郵便物）の調査請求対象国を適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、国際特定記録郵便（国際 e パケットライト郵便物）の調査請求対象国に関する記載を変更するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。



2025-秘日経企第0017号
2025年5月28日

総務大臣
村上 誠一郎 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長
千田 哲也
(代表者印省略)

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2026年1月1日
- 3 変更を必要とする理由
万国郵便条約の改正等により、以下のとおり、対象郵便物の取扱い廃止、最小サイズの変更及び調査請求対象国の限定を行うため。
 - (1) 物品を包有する通常郵便物に係る書留（小形包装物、物品を包有する盲人用郵便物）の廃止
 - (2) 金銭又は書類以外の貴重品の小形包装物による取扱いの廃止
 - (3) 放射性物質及び伝染性物質の取扱いの廃止
 - (4) 通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズの変更
 - (5) 国際特定記録郵便（国際eパケットライト郵便物）の調査請求対象国の限定

以上

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行				改 正			
(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)				(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)			
第 1 0 条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。				第 1 0 条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。			
(1)～(6) (略)				(1)～(6) (略)			
(7) 次の爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物				(7) 次の爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物			
ア 当社が別に定める爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物 (第 1 0 3 条 (放射性物質)、第 1 0 4 条 (伝染性物質)) 、第 1 0 5 条 (リチウム単電池及びリチウム組電池) の規定に従って差し出されるもの及び船便扱いとするものであって、当社が別に定めるものを除きます。)				ア 当社が別に定める爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物 (第 1 0 5 条 (リチウム単電池及びリチウム組電池) の規定に従って差し出されるもの及び船便扱いとするものであって、当社が別に定めるものを除きます。)			
イ (略)				イ (略)			
(8)・(9) (略)				(8)・(9) (略)			
(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)				(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)			
第 1 6 条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。				第 1 6 条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。			
通常郵便物の 種 類	大 き さ		重 量	通常郵便物の 種 類	大 き さ		重 量
	最小限	最大限			最小限	最大限	
1 書状	(1) 巻物体のもの 長さ と直径の 2 倍の合計 <u>1 7 センチメートル</u> <u>長さ 1 0 センチメートル</u> (2) (1) に規定する形状以外のもの 長さ 1 4 センチメートル 幅 9 センチメートル (許容差は、(1)、(2) に規定するものそれぞれ 0. 2 センチメートル)	(略)	2 キログラム 以下	1 書状	(1) 巻物体のもの 長さ と直径の 2 倍の合計 <u>3 0. 4 センチメートル</u> <u>長さ 2 1 センチメートル</u> (2) (1) に規定する形状以外のもの 長さ 1 4 センチメートル 幅 9 センチメートル (許容差は、(1)、(2) に規定するものそれぞれ 0. 2 センチメートル)	(略)	2 キログラム 以下
2 (略)	(略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)	(略)	4 (略)	(略)	(略)	(略)
5 小形包装物	<u>長さ 1 4. 8 センチメートル</u> <u>幅 1 0. 5 センチメートル</u> <u>(許容差は、それぞれ 0. 2 センチメートル)</u>	書状に同じ。	2 キログラム 以下	5 小形包装物	<u>(1) 巻物体のもの</u> <u>長さ と直径の 2 倍の合計</u> <u>3 0. 4 センチメートル</u> <u>長さ 2 1 センチメートル</u> <u>(2) (1) に規定する形状以外のもの</u> <u>長さ 1 4. 8 センチメートル</u> <u>幅 1 0. 5 センチメートル</u> <u>(許容差は、(1)、(2) に規定するものそれぞれ 0. 2 センチメートル)</u>	書状に同じ。	2 キログラム 以下

6	(略)	(略)	(略)	(略)
(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)				
第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。				
大きさ				重量
最小限		最大限		
1	巻物体のもの 長さ×直径の2倍の合計 17センチメートル 長さ 10センチメートル	次の(1)から(3)までの大きさのうち 名宛国で採用しているもの (1) 長さ 1.5メートル 長さ×長さ以外の方向に計った 横周との合計 3メートル (2) 長さ 1.05メートル 長さ×長さ以外の方向に計った 横周との合計 2メートル (3) 長さ 1.05メートル 長さ×長さ以外の方向に計った 横周との合計 1.8メートル 各国が採用している大きさについて は、第11条(国別の差出条件)に規 定する差出し条件によります。		(略)
2	1に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、1、2に規定するもの それぞれ0.2センチメートル)			
(書留の取扱い)				
第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を亡失し、盗取され又は損傷した場合には、第111条(損害賠償金額)第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。				
2 書留の取扱いは、通常郵便物(船便扱いとするものを除きます。)について行います。				
3 書留とする郵便物を引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。				
4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定める宛名の記載条件に従っていただきます。				
(書留郵便物の表示)				
第77条 書留とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の表面の適当な位置に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。				
2 (略)				
(調査請求)				
第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録郵便とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。				
(貴重品)				

6	(略)	(略)	(略)	(略)
(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)				
第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。				
大きさ				重量
最小限		最大限		
1	巻物体のもの 長さ×直径の2倍の合計 30.4センチメートル 長さ 21センチメートル	長さ1.5メートル、長さ×長さ以外の方向に計った横周との合計3メートル以下(名宛国が採用している大きさの最大限が長さ1.5メートル、長さ×長さ以外の方向に計った横周との合計3メートル未満である場合には、当該名宛国が採用している大きさの最大限によります。各国が採用している大きさの最大限については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。)		(略)
2	1に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、1、2に規定するもの それぞれ0.2センチメートル)			
(書留の取扱い)				
第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を亡失し、盗取され又は損傷した場合には、第111条(損害賠償金額)第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。				
2 書留の取扱いは、通常郵便物(当社が別に定めるものに限ります。)について行います。				
3 書留とする通常郵便物を引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。				
4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定める宛名の記載条件に従っていただきます。				
(書留郵便物の表示)				
第77条 書留とする通常郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の表面の適当な位置に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。				
2 (略)				
(調査請求)				
第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録郵便とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。 ただし、国際特定記録郵便とする郵便物については、当社が別に定める国を除きます。				
2 (略)				
(貴重品)				

第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留とする通常郵便物又は保険付郵便物として差し出すことができます。

（放射性物質）

第103条 放射性物質を内容品とする外国宛て郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの小形包装物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

（伝染性物質）

第104条 伝染性物質（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を内容品とする外国宛て郵便物は、当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

2 前項の郵便物のうち家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検疫を受けなければならない物品を包有するものについては、前項の検査のほか、動物検疫所の検査を受けたものでなければ差し出すことはできません。

3 前2項に規定する郵便物には、その外部に差出研究機関の名称及び所在地を記載していただきます。

第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留とする書状（金銭又は書類に該当する貴重品のみを包有するものに限ります。）又は保険付郵便物として差し出すことができます。

第103条 削除

第104条 削除

附 則（2025年5月23日 2025-秘日経企第0017号）

この改正規定は、2026年1月1日から実施します。

万国郵便条約の改正等に伴う国際郵便 約款の変更の認可について

令和 7 年 6 月 23 日
総 務 省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 料金については、法第67条第1項等により、原則として総務大臣への届出制となっている。ただし、同条第3項により、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、総務大臣の認可制となっている。

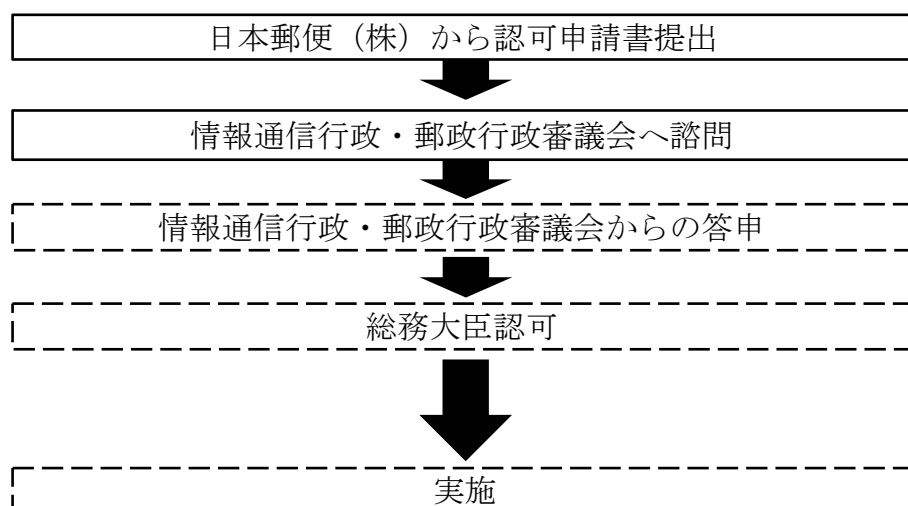
2 総務大臣の認可

郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、郵便約款は法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項括弧書きにより、総務大臣の認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

1 申請理由

- (1) 電子商取引の増加に伴い世界的に取扱いが増加している小形包装物について、対面署名を不要とするニーズが高まったことを受け、2023 年 10 月に開催された UPU 臨時大会議において万国郵便条約が改正され、国際郵便業務のうち、物品を包有する通常郵便物に係る書留は廃止されることとなった。これを受け、小形包装物及び物品を包有する盲人用郵便物の書留の取扱いを廃止することとした。
- (2) 上記の万国郵便条約の改正を受け、現在、書留とする小形包装物及び保険付とする国際小包によって送付可能となっている金銭以外の貴重品について、小形包装物による取扱いを廃止することとした。
- (3) 上記の万国郵便条約の改正を受け、現在、書留とする小形包装物によってのみ送付可能となっている放射性物質及び伝染性物質について、取扱い国が限られており、2014 年度以降の利用実績もほぼ無いことから、取扱いを廃止することとした。
- (4) 万国郵便条約施行規則の改正により通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズが変更されたことを受け、当該サイズ変更を国際郵便約款に反映することとした。
- (5) 名宛国における国際特定記録郵便（国際 e パケットライト郵便物）に係る調査請求への対応が万国郵便条約上の義務業務とされていないことを踏まえ、調査請求への対応を行わない国を調査請求の対象から除外できるようにすることとした。

2 申請概要

- (1) 物品を包有する通常郵便物に係る書留（小形包装物、物品を包有する盲人用郵便物）を廃止する。
- (2) 金銭又は書類以外の貴重品の小形包装物による取扱いを廃止する。
- (3) 放射性物質及び伝染性物質の取扱いを廃止する。
- (4) 通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズを変更する。
- (5) 国際特定記録郵便（国際 e パケットライト郵便物）の調査請求対象国を限定する。

3 実施予定期日

令和 8 年 1 月 1 日

参考資料

○ 認可申請事項

【2026年 1 月 1 日～】

- 物品を包有する通常郵便物に係る書留（小形包装物、物品を包有する盲人用郵便物）の廃止
- 金銭又は書類以外の貴重品の小形包装物による取扱いの廃止
- 放射性物質及び伝染性物質の取扱いの廃止
- 通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズの変更
- 国際特定記録郵便（国際eパケットライト郵便物）の調査請求対象国の限定

【国際郵便約款（変更）の認可に係る条件（郵便法）】

- 1 新旧対照表、実施予定期日、変更の理由、変更後のサービスの提供条件等の各種事項が適正かつ明確に定められていること。
- 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○ スケジュール（案）

2025年 5 月28日

総務大臣への認可申請

6 月23日

情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会への諮問、認可

2026年 1 月 1 日

各種廃止・変更の実施

物品を包有する通常郵便物（国際）に係る書留の廃止 （参考2）

- 2023年10月のUPU臨時大会議において、2025年12月31日をもって物品を包有する通常郵便物（国際）に係る書留を廃止する万国郵便条約の改正が行われた。これは、電子商取引の増加に伴い世界的に取扱いが増加している小形包装物について、対面署名を不要とするニーズが高まったことを受けたもの。
- これを受け、日本郵便は、**2025年12月31日をもって下記の商品に係る書留を廃止。**
 - ① 小形包装物
 - ② 物品を包有する盲人用郵便物
- また、同日をもって、書留とされた小形包装物によって取り扱っている③金銭又は書類以外の貴重品、④放射性物質及び伝染性物質の取扱いも廃止。

書留：郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を亡失し、盗取され又は損傷した場合において、一定の額を限度として賠償する取扱い。

【① 小形包装物に係る書留の廃止】



- ・ 小形包装物…小形の物品をEMS（国際スピード郵便）や国際小包より低料金で送付可能（最大重量2kgまで）。
- ・ 書留終了後において、追跡のみ必要な場合は国際特定記録郵便、署名及び補償についても必要な場合は国際小包又はEMSを利用可能。

【② 物品を包有する盲人用郵便物に係る書留の廃止】



- ・ 物品を包有する盲人用郵便物…盲人または指定を受けた施設が送付する特定の郵便物（点字用具、点字腕時計、白い杖等）。
- ・ 2014年度以降の物品を包有する盲人郵便物に係る書留の利用実績はほぼ無し。

【③ 金銭又は書類以外の貴重品の小形包装物による取扱い廃止】

- ・ 現在、書留とする小形包装物及び保険付とする国際小包によって送付可能で、保険付とする国際小包での取扱いは継続。
- ・ 金銭又は書類に該当する貴重品は、書留とする書状で取扱いを継続。

【参考】

- ・ 金銭又は書類以外の貴重品…白金、金又は銀、珠玉、宝石等

【④ 放射性物質及び伝染性物質の取扱い廃止】

- ・ 現在、書留とする小形包装物によってのみ送付可能。
- ・ 放射性物質の取扱い国は8か国、伝染性物質の取扱い国は13か国と少なく、2014年度以降の利用実績はほぼ無し。

通常郵便物及び小包郵便物（国際）の巻物体の最小サイズの変更（参考3）

- UPUにおいて、万国郵便条約施行規則の改正により通常郵便物及び小包郵便物（国際）の巻物体の最小サイズが変更されたことに基づき、約款の規定を変更。
- 変更前の最小サイズの利用は実質的に想定されない。万一差し出された場合でも、適切な大きさの封筒等に入れることにより、郵便料金の変更なく取扱い可能。

書状・小包郵便物

（現行）

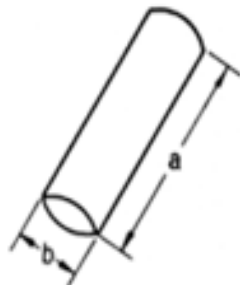
巻物については
長さ+直径の2倍=17cm
ただし、長さの最小は10cm



a（長さ）10cm
 $a+2b=17\text{cm}$

（変更後）

巻物については
長さ+直径の2倍=30.4cm
ただし、長さの最小は21cm



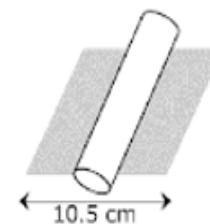
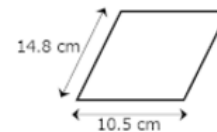
a（長さ）21cm
 $a+2b=30.4\text{cm}$

小形包装物

（現行）

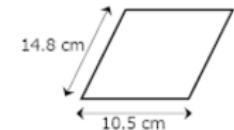
長さ14.8cm
幅10.5cm
（許容差2mm）

長さ 14.8cm
幅 10.5cm
（許容差 2mm）



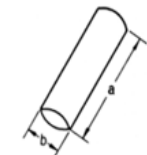
（変更後：巻物体以外）

長さ14.8cm
幅10.5cm
（許容差2mm）



（変更後：巻物体のみ）

巻物については
長さ+直径の2倍=30.4cm
ただし、長さの最小は21cm

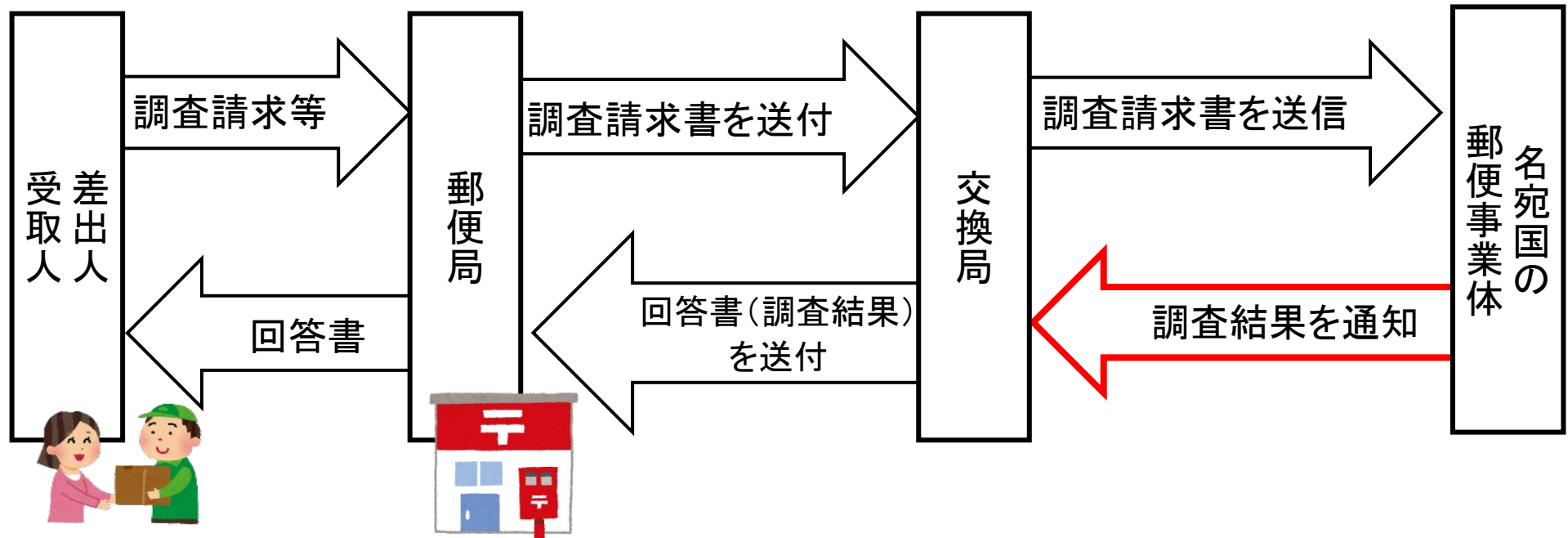


a（長さ）21cm
 $a+2b=30.4\text{cm}$

- 名宛国における国際特定記録郵便に係る調査請求への対応は、万国郵便条約上の義務業務とされおらず、調査請求への対応を行わない国を調査請求の対象から除外できるように約款の規定を変更。

調査請求：

小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録郵便とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱い。



【参照条文】

○ 郵便法（昭和22年法律第165号）（抄）

（郵便に関する条約）

第十一条 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○ 万国郵便条約（抄）

第十八条 追加の業務

1 加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務の提供を確保する。

《改正前》

1.1 自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2 自国宛ての全ての書留通常郵便物に係る書留郵便業務

《改正後》

1.1 自国から発送する、及び自国宛ての、書類のみを包有する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2 （削除）

第十九条 引き受けられない郵便物及び禁制

1～5 （略）

6 硬貨、銀行券その他の貴重品

6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。

6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物

6.1.1.1 ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。

第二十一条 調査請求

1 指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に利用者から提出されることを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、書留郵便物又は保険付郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。指定された事業体の間の調査請求の伝達及び取扱いは、この条約の施行規則に定める方法によって行う。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行うまでの期間をいい、指定された事業体の間の調査請求の送達の期間を含まない。

○ 万国郵便条約の施行規則（抄）

19-003 引き受けられる放射性物質、伝染性物質並びにリチウム単電池及びリチウム組電池

1 放射性物質は、次の条件を満たす場合に限り、放射性物質を包有する郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した加盟国の間において、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。

1.1～1.4 (略)

2 伝染性物質（人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（UN二八一四）及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質（UN二九〇〇）を除く。）は、次の条件を満たす場合には、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。

2.1～2.6 (略)

17-104 大きさの制限

《改正前》

1 郵便葉書、航空書簡及び小形包装物を除く郵便物の大きさの制限は、次のとおりとする。

1.1 (略)

1.2 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）を下回らない大きさの一面を有するものでなければならない。巻物については、長さとし直径の二倍とを合計して一七〇ミリメートルとし、長さが一〇〇ミリメートルを下回らないものとする。

2～3 (略)

4 小形包装物の大きさの制限は、次のとおりとする。

4.1 (略)

4.2 最小限度 長さ一四八ミリメートル、幅一〇五ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。

《改正後》

1 郵便葉書、航空書簡及び小形包装物を除く郵便物の大きさの制限は、次のとおりとする。

1.1 (略)

1.2 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）を下回らない大きさの一面を有するものでなければならない。巻物については、長さと直径の二倍とを合計して三〇四ミリメートルとし、長さが二一〇ミリメートルを下回らないものとする。

2～3 (略)

4 小形包装物の大きさの制限は、次のとおりとする。

4.1 (略)

4.2 最小限度 長さ一四八ミリメートル、幅一〇五ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）を下回らない大きさの一面を有するものでなければならない。巻物については、長さと直径の二倍とを合計して三〇四ミリメートルとし、長さが二一〇ミリメートルを下回らないものとする。